

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。認定追第1号「2017年度栃木県歳入歳出決算の認定について」、認定第3号から5号の水道、工業用水道、用地造成事業会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

まず2017年度一般会計決算について述べます。決算規模は歳入歳出とも前年度を下回りましたが、投資的経費では県単土木事業が増加し、財政を圧迫しています。

県民の利益第一の立場から見て、納得しがたい事業も執行されました。直轄事業負担金として拠出された思川開発南摩ダムは、治水・利水のメリットがなく環境破壊につながるダムです。またハッ場ダムは本県の治水上必要のないダムで、これらの負担金が執行されたことは容認できません。

馬頭最終処分場整備のPFI事業者選定が執行されました。事業自体に住民の合意が認められない上、PFIのBOT方式が取り入れられ、事業者選定過程でどのような協議が行われたかも公開されず、透明性が低いことがわかりました。

あわせて、このようなPFIを他の事業でも推進したことも問題です。総合スポーツゾーン整備事業の新体育館・屋内水泳場へのPFI導入経費、新青少年教育施設へのPFI導入可能性調査経費等が執行されました。スポーツや教育振興の立場から、施設の公共性や安全性は大変重要で、こうした公的施設は県直営とすべきだと考えます。

民生費は、予算それ自体が低く押さえられたうえ、不用額が大変多いのが問題です。とくに扶助費、児童福祉費、老人福祉費、男女共同参画・DV対策費等に多く、必要とする県民に十分な支援が行われたのか、事業を執行するための支援のあり方など検証が必要です。こうした点から認定追第1号2017年度歳入歳出決算の認定を可とすることはできません。

つぎに、認定第3号水道事業会計について述べます。2017年度は鬼怒水道の料金改定が行われ、使用料金が1立方メートルあたり0.54円引き下げられましたが、供給水量が増加し、料金収入は増加しました。純利益は前年より減少したとはいえ、約3億5千万円で安定した経営が続いています。もっと思い切った料金の引き下げが可能だったことは明らかで、「水道料が高い」という県民の切実な声に応えるべきでした。剰余金を資本金に積み上げる必要はなく、もっと県民に還元すべきです。

認定第4号工業用水道事業会計は、施設利用率が前年並みの21.2%に止まり、料金収入も前年比2.8%減少しました。配水能力の4分の1以下しか受け手がない状況が続いており、経常収益の7.3%にあたる約7,200万円を一般会計負担金でまかなっています。これは川治ダム開発による水需要の過大見積りへのツケであり、抜本的見直しの具体的検討が行われないうまま負担し続けることは認められません。

認定第5号用地造成事業会計については、未処理欠損金91億5千万円余を、資本金から差し引く決算となりました。地方公営企業会計制度の改正で、議会の議決を経て可能になったからとのことですが、県民の税金で行った事業で多額の欠損金を出すに至ったことへの検証は十分なされてきたといえるのでしょうか。

企業局の62年の歴史をみると、欠損の累積で一時事業を中断、再開後、2005年度から再び欠損金を抱えるようになり、2016年度に最高額96億円までふくらみました。公営企業のあり方の問題として反省を求めます。

あわせて、工業団地を造成して企業を呼び込むことに頼るのではなく、真の地域活性化を追求する県政への転換が求められていることを指摘し、日本共産党としての反対討論いたします。